

第 3 節 火の使用に関する制限等

(喫煙等)

第 2 4 条 次に掲げる場所で、消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場合において消防署長が火災予防上支障がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場（以下「劇場等」という。）の舞台又は客席
 - (2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（以下「百貨店等」という。）の売場又は展示部分
 - (3) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和 8 年法律第 43 号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲
 - (4) 第 1 号及び第 2 号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所
- 2 前項の消防長が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。
- 3 第 1 項の消防長が指定する場所（同項第 3 号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。
- (1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置
 - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 33 条第 2 項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない。）
- 4 第 2 項又は前項第 2 号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第 7010 号又は日本産業規格 Z8210 に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第 7001 号又は日本産業規格 Z8210 に適合するものとしなければならない。
- 5 第 3 項第 2 号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。
- 6 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の 30 分の 1 以上としなければならない。ただし、消防長が、当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

7 第1項の消防長の指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

○火災予防規則

（危険物品等）

第21条 条例第24条第1項の消防長が指定する場所において、業務上喫煙し、裸火を使用し、又は当該場所に次に掲げる危険物品（常時携帯するもので軽易なものを除く。）を持ち込む場合の同項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、これらの行為を行う日の3日前までに所定の申請書を提出しなければならない。ただし、同項第3号の消防長が指定する場所において、伝統的行事又は日常生活等に必要のために、これらの行為を行おうとする者については、この限りでない。

- (1) 法別表第1に掲げる危険物、条例別表第8に掲げる可燃性固体類及び可燃性液体類
- (2) 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第1号に定める可燃性ガス
- (3) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に掲げる火薬類

（喫煙所の吸殻容器数）

第22条 条例第24条第3項第2号に規定する適当な数の吸殻容器は、防火対象物に設けるものについては、喫煙所の面積5平方メートル以下ごとに1個以上の割合とする。

（標識等）

第37条 条例第12条第1項第5号（条例第8条の3第1項及び第3項、第12条第3項、第12条の2第2項、第13条第2項及び第3項並びに第14条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）、第18条第3号、第24条第2項、第3項及び第5項、第32条の2第2項第1号（条例第34条第3項において準用する場合を含む。）、第35条第2項第1号、第52条第4号（条例第55条において準用する場合を含む。）並びに次項に掲げる標識及び掲示板は、別表第5に定める規格によるものとする。

2 （略）

別表第5（抜粋）

種 別	標識又は掲示板の規格				
	記載事項	色		大きさ	
		地	文字	幅 (c m 以上)	長さ (c m 以上)
喫煙等禁止場所（条例第 24 条第 2 項） 全面禁煙（条例第 24 条第 3 項第 1 号） 階禁煙（条例第 24 条第 5 項）	「禁煙」「全館禁煙」「この階は禁煙です。」又は「火気厳禁」「危険物品持込み厳禁」	赤	白	25	50
喫煙所（条例第 24 条第 3 項第 2 号）	喫煙所である旨	白	黒	30	10

○福山地区消防組合告示第 6 号

**喫煙、裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持ち込みを
禁止する場所の指定**

平成 4 年 7 月 1 日
福山地区消防組合告示第 6 号

福山地区消防組合火災予防条例（平成 2 年条例第 18 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、喫煙、裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持ち込みを禁止する場所を次のとおり指定する。

- 1 喫煙し、若しくは裸火を使用し又は危険物品を持ち込んでではない場所
 - (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下「劇場等」という。）の舞台部（舞台並びに舞台袖、ならく及び舞台又は舞台袖に隣接する大道具室、小道具室その他のこれらに類するものの全部又は一部で構成されたものをいう。以下同じ。）又は客席。ただし、屋外観覧場の客席を除く。
 - (2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場で売場、展示部分及び公衆の出入りする部分の床面積の合計が、1,500 平方メートル以上のものの当該部分（喫煙にあつては、喫煙設備のある場所を除く。）
 - (3) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和 8 年法律第 43 号）の規定によって重要美術品として認定された別表の建造物の内部又は周囲
 - (4) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの（以下「キャバレー等」という。）、飲食店、旅館又はホテルに設けられた舞台部
 - (5) テレビスタジオの撮影用セットを設ける部分
- 2 危険物品を持ち込んでではない場所
 - (1) 劇場等（前項第 1 号に掲げる場所を除く。）の公衆の出入りする部分
 - (2) キャバレー等の公衆の出入りする部分
- 3 指定期間
福山地区消防組合消防長が指定を変更し、又は解除するまでの間

別表 （略）

【解釈及び運用】

本条は、劇場、映画館、百貨店等の不特定多数の者が出入りする場所で火災が発生した場合、特に人命危険、延焼拡大危険が大きいことから、当該場所における「喫煙」「裸火の使用」「危険物品の持込み」の各行為を禁止するための規定である。

1 第1項

本項は、不特定多数の者が出入りする場所での喫煙、裸火の使用及び火災予防上危険な物品（以下この条の解説において「危険物品」という。）の持込みを禁止した規定である。その場所については、「喫煙、裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持ち込みを禁止する場所の指定」（平成4年福山地区消防組合告示第6号）により指定している。また、後段のただし書の部分は、火災予防上支障のない場合の例外措置を認め、運用に当たり、妥当性が確保できるように配意したものであり、その手続きについては、規則第21条によること。

なお、これらの運用等については、「喫煙若しくは裸火の使用又は危険物品の持込みの規制等に係る事務処理マニュアル」（2017年（平成29年）7月1日制定）によること。

本条例に規定する「公会堂」、「集会場」とは、令別表第1(1)項ロに掲げる防火対象物のうち、主として映画、劇場等興行的なものを鑑賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設をいい、会議、講演、社交的行事を主として行うためのものは該当しないものとする。

2 第2項

本項は、消防長が指定する場所に設ける、喫煙、裸火の使用又は危険物品持込みを禁止する旨の標識について規定したものであり、本項の規定による「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識については、規則第37条及び規則別表第5に定める規格によること。（図24-1参照）

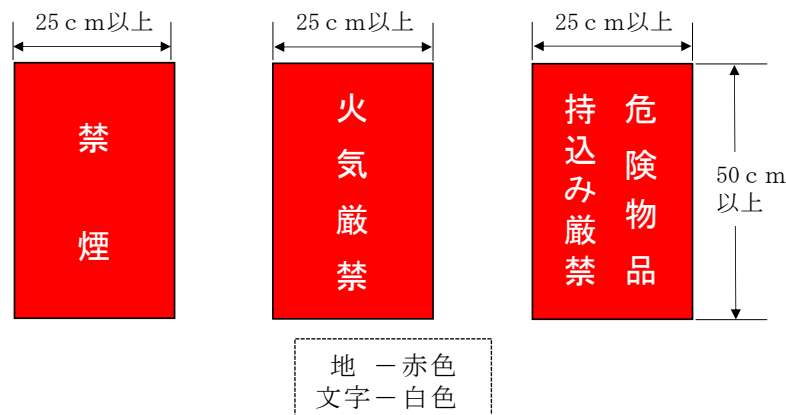


図24-1

3 第3項

(1) 第1号

消防長が指定する場所を有する防火対象物を全面的に禁煙とする場合は、実効性を確保するため、当該防火対象物の出入口等見やすい箇所に、当該防火対象物内を禁煙とする旨を表示した標識を設置するほか、必要に応じて次に掲げる火災予防上必要と認める措置を講じること。

ア 防火対象物内を禁煙とする旨の館内放送

イ 警備員の巡回等による防火対象物内の監視

ウ 上記ア及びイに掲げる措置のほか、防火対象物の使用形態に応じ、火災予防上必要と認める措置

なお、「**全面的に喫煙が禁止されている旨の標識**」は、規則第 37 条及び規則別表第 5 に定める規格によること。(図 2 4 - 2 参照)

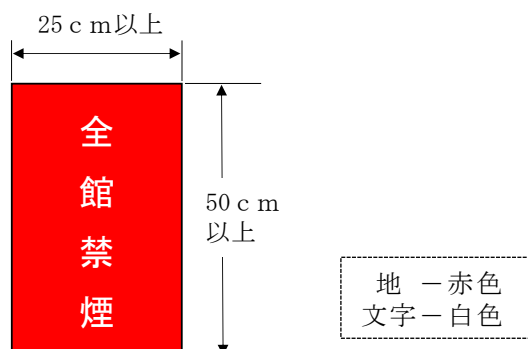


図 2 4 - 2

(2) 第 2 号

消防長が指定する場所を有する防火対象物を部分禁煙とする場合において、喫煙に起因する火災を未然に防止する観点から、適当な数の喫煙所を設け、その表示をすることとしている。

なお、多数の者が利用する施設等については、健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)により、一定の場所を除き喫煙が禁止されると同時に、喫煙所に喫煙専用室である旨の標識の設置が必要となることから、健康増進法による喫煙専用室標識が設けられている場合は、本号は適用されない。

ア 「**喫煙所**」と表示した標識については、規則第 37 条及び規則別表第 5 に定める規格によること。(図 2 4 - 3 参照)

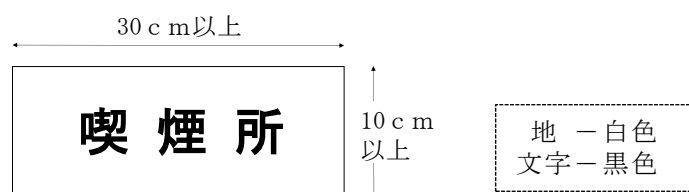


図 2 4 - 3

イ 「**適当な数の吸殻容器**」とは、消防長が指定する場所を有する防火対象物に喫煙所を設ける場合において、その喫煙所内に必要な吸殻容器の個数のことであり、その個数については、規則第 22 条によること。

4 第 4 項

本項は、本条第 2 項又は第 3 項第 2 号の規定による標識と併せて図記号による標識を設ける場合の基準について規定したものである。

「**禁煙**」又は「**火気厳禁**」の標識と併せて図記号を設ける場合は、国際標準化機構が定めた規格第 7010 号又は日本産業規格 Z8210 に適合するものを設けることとされている。また、「**喫煙所**」の標識と併せて図記号を設ける場合は、国際標準化機構が定めた規格第 7001 号又は日本産業規格 Z8210 に適合するものを設けることとされている。これは、誰もが容易に標識の意味を理解できるようにすることにより、その実効性を高め、

防火安全性の向上を図ろうとするものである。(図 2 4－4 参照)

標 識	図記号 (標識と併せて設ける場合)	
	国際標準化機構	日本産業規格
「禁 煙」	 ISO 7010	 JIS Z8210
「火気厳禁」	 ISO 7010	 JIS Z8210
「喫 煙 所」	 ISO 7001	 JIS Z8210

図 2 4－4 標識と併せて設ける図記号

5 第 5 項

本項は、消防長が指定する場所を有する防火対象物が、劇場等である場合に設ける喫煙所について定めたものである。後段は、一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識を設置した場合及び消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合において、一部の階に喫煙所を設けないことができるものとしている。

なお、「一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識」は、規則第 37 条及び規則別表第 5 に定める規格によること。(図 2 4－5 参照)

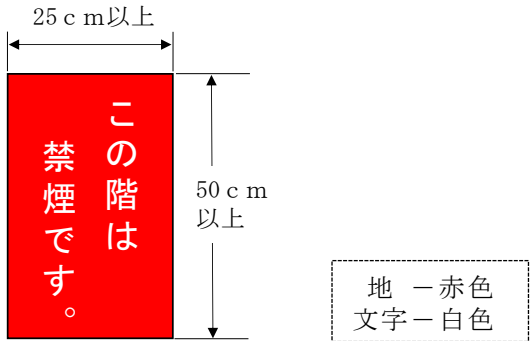


図 2 4－5

6 第 6 項

本項は、劇場等に設ける喫煙所の床面積について定めたものであり、床面積の合計を客席の床面積の合計の 30 分の 1 以上とすることとしている。

7 第7項

本項は、禁止場所において、禁止をされている行為を行おうとする者があるときに、関係者の制止義務を規定したものである。

「**制止**」とは、喫煙等の禁止行為を行っている者に対し、喫煙等を行ってはならないこと、又は、所定の場所で喫煙等を行うように告げることであり、実力により行為を阻止するものではない。

なお、制止の方法は、喫煙等を行っている者に対し、直接に又は放送設備等を通じて包括的に行ってもよい。